
3.

行政的支援に関する 基本的知識

発達障害者の支援について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 障害児・発達障害者支援室
発達障害対策専門官

目録 正文



かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

法制度
発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年	知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
平成5年	強度行動障害者特別処遇事業の創設（実施主体：都道府県等）
平成14年	自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始（広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進）
平成16年12月	超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年4月 施行
平成22年12月	発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
平成28年5月	超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立 → 平成28年8月 施行

II 主な趣旨

- ・ 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- ・ 発達生活全般にわたる支援の促進
- ・ 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義： 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの

就学前（乳幼児期）	就学中（学童期等）	就学後（青壮年期）
<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診等による早期発見 ○早期の発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○就学時健康診断における発見 ○適切な教育的支援・支援体制の整備 ○放課後児童健全育成事業の利用 ○専門的発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者の特性に応じた適切な就労機会の確保 ○地域での生活支援 ○発達障害者の権利擁護
【都道府県】 発達障害者支援センター（相談支援・情報提供・研修等）、専門的な医療機関の確保 等		
【国】 専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究 等		



● これまでの主な経緯

- ・ 厚生労働省の施策としては、自閉症を主とした背景に持つ強度行動障害者への支援からスタート。
- ・ 家族や特定の施設や職員への負担集中を解消することや、当事者が早期から適切な対応を受けられるようにすることがポイント。

● 主な趣旨

- ・ 「発達障害」という視点から支援を考えることが有効である場合がある。
- ・ 乳幼児期や学齢期だけでなく、成人期、高齢期にも、適切な支援と配慮が必要。
- ・ 医療、保健、福祉、教育、労働、消費生活、警察等、幅広い分野で関与しており、連携協力が必要になる。

● 発達障害の定義

- ・ 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

法制度 発達障害者支援の拠点

- 第1種（医療型）自閉症児施設（昭和55年）
東京都 東京都立小児総合医療センター、三重県 三重県立小児心療センターあすなる学園、
大阪府 大阪府立精神医療センターたんぽぽ、札幌市 札幌市児童心療センター
- 第2種（福祉型）自閉症児施設（昭和55年）
東京都 袖ヶ浦のびろ学園、神奈川県 弘済学園第2児童寮
- 強度行動障害特別処遇事業（平成5年）
H5： 北海道 おしまコロニー、東京都 袖ヶ浦ひかりの学園、岡山県 旭川荘
H6： 滋賀県 かいぜ寮、三重県 あさけ学園
H10： 北海道 厚田はまなす園、青森県 八甲学園、神奈川県 東やまたレジデンス
岐阜県 大野やまゆり園、山口県 ひらきの里、愛媛県 いつきの里、
長崎県 コロニー雲仙、長崎県 草笛が丘、鹿児島県 榎山学園
- 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の実施要綱に定める「センターの利用者」

● 強度行動障害者を「家族」のみが抱える状況の解消

- 第1種（医療型）自閉症児施設、第2種（福祉型）自閉症児施設



● 強度行動障害者を「一部の施設」のみが抱える状況の解消

- 強度行動障害特別処遇事業



● こじれる前からの支援を行うための相談、人材育成等の充実

- 自閉症・発達障害者支援センター運営事業



● 法定化

- 発達障害者支援法の制定

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

法制度
代表的な発達障害

知的な遅れを伴うこともある

● 言葉の発達の遅れ

● コミュニケーションの障害

● 対人関係・社会性の障害

● パターン化した行動、こだわり

自閉症

広汎性発達障害 (PDD)

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障害 AD/HD

● 不注意 (集中できない)

● 多動・多弁 (じっとしてられない)

● 衝動的に行動する (考えるよりも先に動く)

○ **強度行動障害**
激しい自傷や他害などがあり、特別な支援が必要な状態

○ **高機能**
言葉の発達の遅れがない状態
※ 過去に言葉の発達の遅れがあった場合を含む。

● 基本的に、言葉の発達の遅れはない

● コミュニケーションの障害

● 対人関係・社会性の障害

● パターン化した行動、興味・関心のかたより

● 不器用 (言語発達に比べて)

学習障害 LD

● 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※このほか、トゥレット症候群や吃音 (症) なども発達障害に含まれる。

(参考) 発達の状態や能力に差異はあるが社会的不適応を示していないケースについて、「障害」や「発達障害」という言葉を使わず、「発達凸凹」(でこぼこ)と表現することがある。

● 法律に明記されているもの

- ・ 自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害
- ・ 注意欠陥多動性障害
- ・ 学習障害

● 法律には明記されていないが、「発達障害」に含まれているもの

- ・ トウレット症候群
- ・ 吃音 (症)
- など

● その他

- ・ 強度行動障害：障害福祉や医療等の分野で使用される行政用語
- ・ 高機能、発達凹凸：個々の特性をわかりやすく伝えるために使われる用語

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

法制度
発達障害の定義

【発達障害の定義】

(法) 広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害
その他これに類する障害であって、通常低年齢で発現するものとして政令で定めるもの
(政令) 脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、
協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害
(省令) 心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害
(次官通知) ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害

【発達障害者の定義】

発達障害がある者であって、
発達障害及び社会的障壁に
より日常生活又は社会生活に
制限を受けるもの

ICD-10 (WHO)

F00-F69	統合失調症や気分（感情）障害など
F70-F79	知的障害<精神遅滞>
F80-F89	心理的発達の障害 ・ F80 会話及び言語の特異的発達障害 ・ F81 学力の特異的発達障害（特異的読字障害、特異的書字障害など） ・ F82 運動機能の特異的発達障害 ・ F84 広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など） など
F90-F98	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 ・ F90 多動性障害 ・ F95 チック障害（トゥレット症候群など） ・ F98 行動及び情緒の障害（吃音症など） など

<法律>

精神保健福祉法

知的障害者福祉法

発達障害者支援法

<手帳>

精神保健福祉手帳

療育手帳

精神保健福祉手帳

【精神障害（発達障害）を含む】と明記している法律
障害者基本法（第2条）、障害者総合支援法（第4条）、児童福祉法（第4条）、障害者虐待防止法（第2条）、
障害者優先調達推進法（第2条）、障害者差別解消法（第2条）、障害者雇用促進法（第2条）

● 発達障害の定義

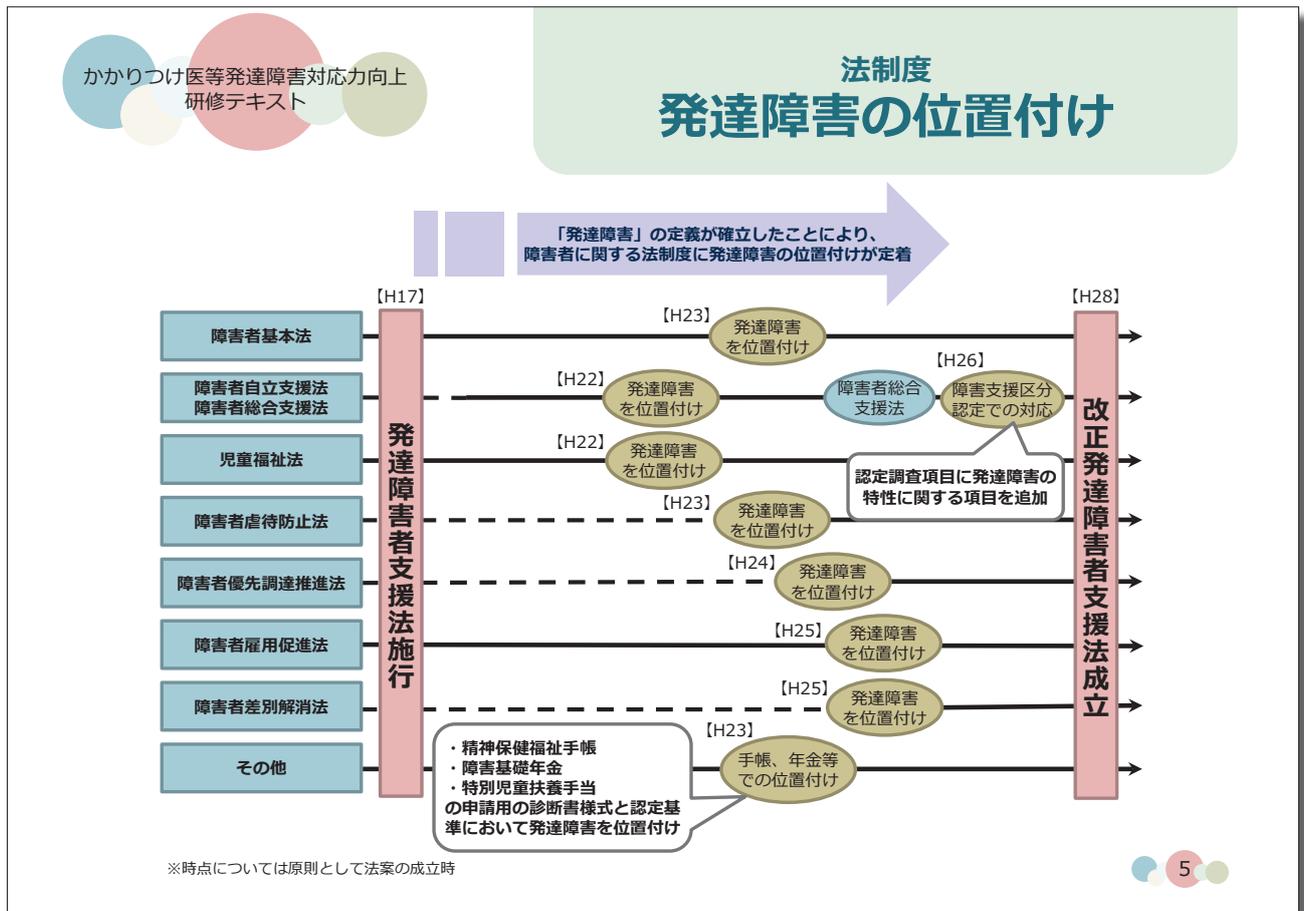
- ・ 発達障害者支援法第2条の定義は、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）のF80-98に含まれる障害に該当する。
(平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知)

● 障害者としての位置づけ

- ・ 精神障害（発達障害を含む）→ 精神障害者保健福祉手帳の交付対象になる。

● 知的障害との関係

- ・ 知的障害を伴う発達障害（自閉症など）も、発達障害者支援法の対象である。（知的障害の有無は規定していない）



● 障害者関係法における位置づけ

- ・ 制定、改正の機会に、発達障害が明記されている。

● 手帳、年金、手当などの制度における位置づけ

- ・ 発達障害独自の特性の診断書等への反映、判定基準の設定などが行われている。

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

データ等
発達障害者の人数

I 患者調査

診断やカウンセリング等を受けるために
医療機関を受診した発達障害者数

平成14年度： 3.5万人
平成17年度： 5.3万人
平成20年度： 8.8万人
平成23年度： 11.2万人
平成26年度： 19.5万人

(千人)

年度	人数(千人)
14年度	35
17年度	53
20年度	88
23年度	112
26年度	195

II 障害福祉サービス等報酬改定検証調査 (平成27年9月末時点の事業所調査)

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設の発達障害児の利用割合

児童発達支援：	46.8%
放課後等デイサービス：	53.5%
障害児入所施設：	10.9%

(参考) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査 (平成24年度文部科学省調査)

小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒の割合
平成24年度：6.5% (推定値)

※担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

● 患者調査、障害福祉サービス等報酬改定検証調査

- ・ 医療機関や障害児支援（福祉サービス）を利用する発達障害者は年々増加している。

● 平成24年度文部科学省調査

- ・ 小中学校の通常級に在籍し、発達障害の可能性のある児童生徒の推計数は約6.5%。
（留意）発達障害の診断を受けた児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とすると教師が判断した児童生徒の割合を示している。

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

普及・啓発
ウェブサイト

発達障害情報・支援センターウェブサイトでは、発達障害情報・支援センターで収集・分析した、正確かつ信頼ある情報を、各ライフステージにおいて、さまざまな立場の方に利用しやすい形で提供しています。

新着情報
毎週、月・木に最新情報をお届けします

コンテンツのご案内

- 発達障害に気づく
- こんなとき、どうする？
- 発達障害を理解する
- 発達障害を支える、さまざまな制度・施策
- 日本の取り組み・世界の動き
- 相談窓口の情報
- 発達障害に関する資料

利用者別入り口

- はじめての方へ
- ご本人・ご家族の方へ
- 支援者の方へ

ライフステージ入り口

- 乳幼児期
- 学童期
- 思春期
- 青年・成人期

ツイッター
平成25年3月より、ツイッターを新設し、最新情報を投稿しています



サイト内検索
キーワードによる検索で簡単・便利に知りたい情報の検索が可能です

お知らせ

- イベント・研修会情報
- パンフレット

アクセシビリティへの対応

- 「文字のサイズ」の変更
- 「表示色」の変更
- 音声読み上げ
- ひらがな

災害時の発達障害児・者支援について

**毎年4月2日は
世界自閉症啓発デーです**



左のQRコードを読み取ってご利用ください。QRコードが読みとれない場合は、上記URLをご入力ください。



● ウェブサイト

- ・ 発達障害情報・支援センターウェブサイト (<http://www.rehab.go.jp/ddis/>) では、発達障害情報・支援センターで収集・分析した正確かつ信頼ある情報を、各ライフステージにおいてさまざまな立場の方に利用しやすい形で提供している。

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

法制度
**発達障害者支援法
改正のポイント**

改正
発達障害者支援法
平成28年8月1日から施行！

平成17年に施行された「発達障害者支援法」が、今年、改正されました。

発達障害って何？

調査では9割近い人が「発達障害」を知っているとされますが、
では**具体的には？** ご存じですか？

必要

発達障害の方には、周囲
発達障害に対する**正しい理解と普及が求**

法改正でどうなるの？

「発達障害者支援法」改正のポイントは、下の3つ。
1人1人の発達障害者の、日常生活や社会生活

「改正発達障害者支援法」3つのポイント

- 1

ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施することを目的規定に追加しました。
- 2

家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援などの規定の改正を通じて、きめ細かな支援を推進します。
- 3

地域の身近な場所で受けられる支援

地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指します。また、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮します。

【東京タワー・ライト・アップ・ブルー】
毎年4月2日は、国連の定める「世界発達障害啓発デー」です。
府庁舎をはじめとする発達障害への理解啓発の一環として、各業各団でライトアップイベントが行われます。 (Licensed by TOKYOTOWER)

▶ 発達障害に関する情報は「発達障害情報・支援センター」の [発達障害情報・支援センター](#) [検索](#)
ホームページをご覧ください。

「発達障害情報・支援センター」では、ご本人、ご家族の方、発達障害を知りたい方、発達障害に関わる方（支援者）などに対して、発達障害に関する情報をわかりやすく提供しています。

8

● **ライフステージを通じた切れ目のない支援**

- ・ 医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に「切れ目のない」支援を実施する。

● **家族なども含めた、きめ細かな支援**

- ・ 教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援などの規定の改正を通じて、きめ細かな支援を推進する。

● **地域の身近な場所で受けられる支援**

- ・ 地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指す。また、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮する。

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

法制度 発達障害者支援法の改正内容 (1)

目的・基本理念（1条、2条の2）

- 【個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように】（新）発達障害の早期発見と発達支援を行い、【支援が切れ目なく行われる】（新）ことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする。
- 発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、【障害の有無によって分け隔てられること無く（社会的障壁の除去）】（新）、【相互に人格と個性を尊重（意思決定の支援に配慮）しながら共生する社会の実現に資する。】（新）

定義（2条）

発達障害者とは、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害）がある者であって、発達障害及び【社会的障壁により】（新）日常生活または社会生活に制限を受けるもの

国民・事業主等

- 国民は、【個々の発達障害の特性】（新）等に対する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努める。（国民の責務 4条）
- 【事業主は、発達障害者の能力を正当に評価し、適切な雇用機会の確保、個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うことにより雇用の安定を図るよう努める。】（新）（就労の支援 10条）
- 大学及び高等専門学校は、【個々の発達障害者の特性】（新）に応じ、適切な教育上の配慮をする。（教育 8条）

※（新）は、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」による主な改正事項

9

● 目的・基本理念（1条、2条の2）

- ・ 基本理念は、H16年の法律制定後の障害福祉等の進展を反映したものとして、H28年の改正で新設。

● 定義（2条）

- ・ 発達障害者の定義に、社会全体の正しい理解の重要性を反映し【社会的障壁により】を追加。

● 国民・事業主等

- ・ 国民、職場や大学等において理解を深める内容として、（さまざまな特性を持つ）【個々の発達障害】を追加。

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

法制度
発達障害者支援法の改正内容
(2)

国及び地方公共団体

関係条項	改正の概要	国	都道府県	市町村
義務 (3条)	【相談体制の整備】 (新) を新設	○	○	○
	関係機関間の協力部署の例示に【警察】 (新) を追加	○	○	○
児童の発達障害の早期発見等 (5条)	発達障害の疑いのある児童の【保護者への情報提供、助言】 (新) を追加			○
教育 (8条)	本条の対象となる十八歳以上の発達障害児に、【専修学校の高等課程】 (新) に在学する者を追加	○	○	○
	【年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた】 (新) 十分な教育を受けられるようにするため、必要な措置として、【他の児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、】 (新) 適切な教育的支援を行うこと、【個別的教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進】 (新)、【いじめの防止等のための対策の推進】 (新) を規定	○	○	○
情報の共有の促進 (9条の2)	【個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報の共有を促進】 (新) を新設	○	○	○
就労の支援 (10条)	就労支援の主体として【国】 (新) を追加し、内容に【就労定着のための支援】 (新) を追加	○	○	
地域での生活支援 (11条)	地域での生活支援の視点として【性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて】 (新) を追加			○
権利利益の擁護 (12条)	権利利益の擁護支援の内容に、【差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにすること】 (新) を追加	○	○	○
司法手続における配慮 (12条の2)	【個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮】 (新) を新設	○	○	○
発達障害者の家族等への支援 (13条)	家族への支援 (家族の監視の支援) の対象に【その他の関係者】 (新) を追加し、支援の内容に【適切な対応をすること等のため】 (新) 【情報の提供】 (新) や【家族が互いに支え合うための活動の支援】 (新) を追加		○	○
発達障害者支援センター等 (14条)	発達障害者支援センターの設置について【当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるように適切な配慮をする】 (新) を追加		○	
発達障害者支援地域協議会 (19条の2)	都道府県が置くことができる協議会として【発達障害者支援地域協議会】 (新) を新設		○	
国民に対する普及及び啓発 (21条)	普及、啓発の内容として【個々の発達障害の特性】 (新) を追加し、その方法として【学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて】 (新) を追加	○	○	○
専門的知識を有する人材の確保等 (23条)	対象者に【労働、捜査及び裁判に関する業務従事者】 (新) を追加し、研修等の目的に【個々の発達障害の特性に関する理解】 (新) を追加	○	○	○
調査研究 (24条)	考慮事項に【性別、年齢その他の事情】 (新) を追加し、調査研究の内容として、【個々の】 (新) 発達障害の原因の究明等を追加	○		

※ (新) は、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」による主な改正事項



● ライフステージを通じた切れ目のない支援

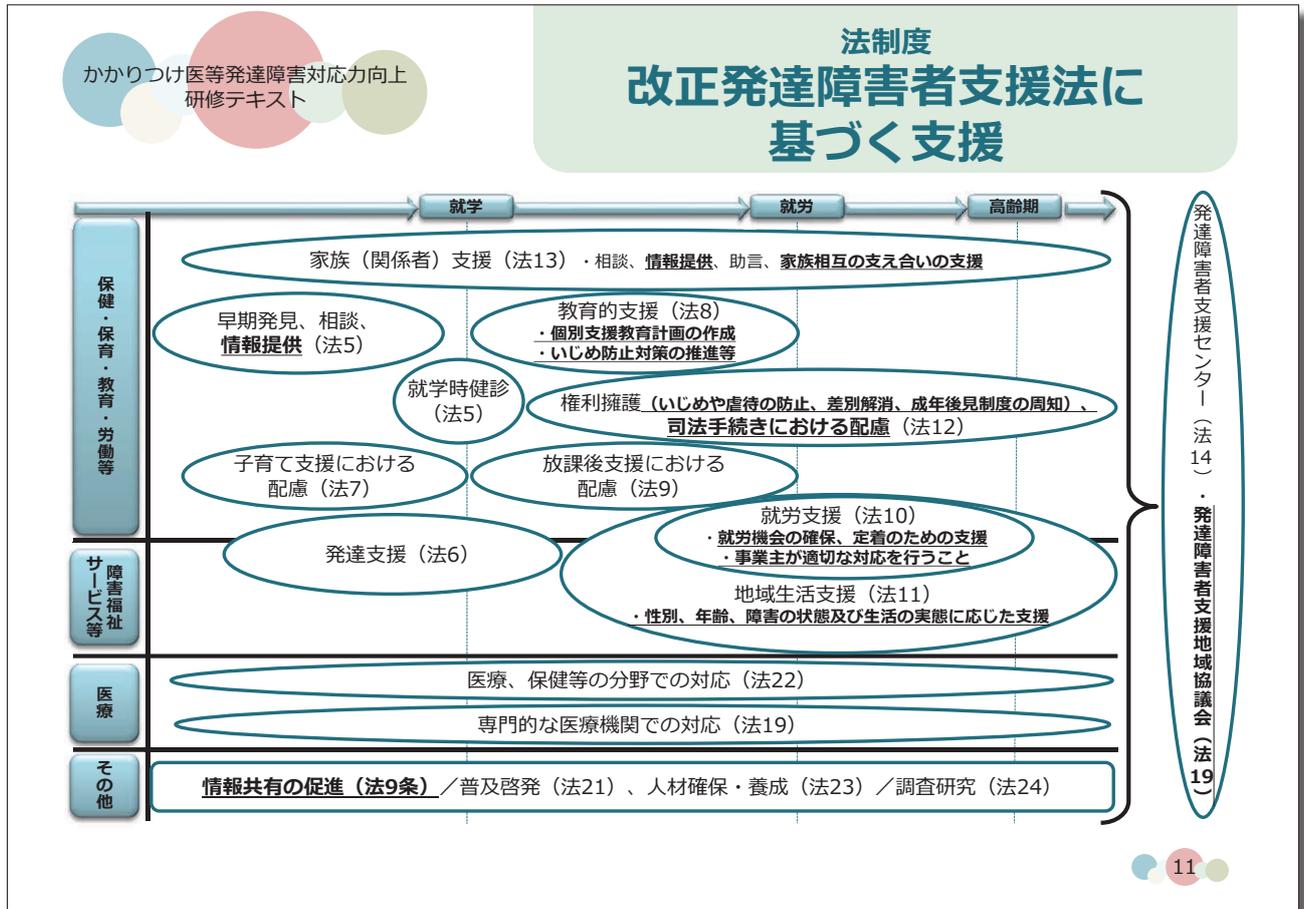
- ・ 児童の発達障害の早期発見等 (5条)、教育 (8条)、情報の共有の促進 (9条の2)、調査研究 (24条) など。
- ・ 情報の提供や個々の統制に沿った支援計画の作成、引き継ぎなどを高齢期まで視野に入れて行えるように体制整備を進める。

● 家族なども含めたきめ細やかな支援

- ・ 教育 (8条)、就労の支援 (10条)、権利利益の擁護 (12条)、司法手続における配慮 (12条の2)、発達障害者の家族等への支援 (13条) など。
- ・ 学校や職場における差別やいじめの解消、警察や裁判所などの理解促進、兄弟など親以外の者への支援も視野に入れるなどの点の対応を強化する。

● 地域の身近な場所で受けられる支援

- ・ 地域での生活支援 (11条)、発達障害者支援センター等 (14条)、発達障害者支援地域協議会 (19条の2)、国民に対する普及及び啓発 (21条)、専門的知識を有する人材の確保等 (23条) など、地域のニーズに沿った支援機関の設置や人材の配置などを進めていく。



● 一般の母子保健、子育て支援、教育、就労支援など

- ・身近な場所で、気づき、支援や配慮が受けられることが基盤。

● 障害福祉サービスや医療など

- ・必要に応じて専門的な支援を提供し、身近な場をサポート。

● ライフステージを通じた引き継ぎ

- ・個別性が高く、一見してわかりにくい発達障害者にとって重要な視点。

● 多様な分野の連携調整の実現

- ・発達障害者支援地域協議会等による計画、モニターが必要。

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

地域支援体制整備
**発達障害の早期発見に関する
市町村及び都道府県の体制整備**

発達障害者支援法 第5条

1 市町村は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

- 市町村事業（任意）「巡回支援専門員整備」
発達障害者支援に関するアセスメント手法についての知識と技術を持った専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図る。
- 都道府県事業（任意）「発達障害者支援体制整備（工）地域支援体制サポート」
 - (a) 発達障害地域支援マネジャーは、アセスメントツールの導入など市町村の支援体制の整備に必要な相談、助言等を行う。
 - (c) 発達障害の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。

先進的なアセスメントツールの例

M-CHAT（1歳6か月健診で使用可能）	PARS-TR（3歳児健診以降で使用可能）
<p>Modified - Checklist for Autism in Toddlers (乳幼児期自閉症チェックリスト修正版)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：16～30か月の幼児 方法：養育者が質問紙に記入する 目的：社会性の発達状況の確認、自閉症スペクトラムの可能性について把握する 研修：発達障害早期総合支援研修（国立精神・神経医療研究センターにおいて実施） 	<p>Parent-interview ASD Rating Scales - Inter Revision (親面接式自閉スペクトラム症評価尺度テキスト改訂版)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：3歳以上の児者 方法：専門家が養育者へのインタビューを行う 目的：幼児期から成人期まで、自閉症スペクトラムの行動特徴の有無を継続的に把握する 研修：発達障害者支援者研修会（国立障害者リハビリテーションセンターにおいて実施）

● 市町村の責務

- 市町村は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

● 都道府県の役割

- 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行う。

● 専門的人材の活用

- 市町村事業が専門的な人材を確保するものとして、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のメニューに「巡回支援専門員整備」がある。

● 発達障害の特性を捉える視点

- 厚生労働省では、厚生労働科学研究等に基づき、特に早期に広汎性発達障害の発達特性を捉えるアセスメントツールとして、研修を通して M-CHAT と PARS-TR の自治体での活用を推奨している。

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

地域支援体制整備 障害児等療育支援事業と 巡回支援専門員整備

- 保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等に通う児童の中でより専門的な支援が必要な子どもを適切に支援するためには、療育の専門家が保育所等を巡回して、気になる子どもを適切な支援につなげることが必要。
- 「障害児等療育支援事業」や「巡回支援専門員整備」においては、療育の専門家が自宅又は保育所等の子どもやその親が集まる場所を巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を実施。

◆障害児等療育支援事業

1. 概要

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域における療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市
(社会福祉法人等への委託可)

3. 事業の具体的内容

- 自宅訪問による療育指導
- 外来による専門的な療育相談、指導
- 障害児の通う保育所や放課後児童クラブ、児童発達支援事業所等の職員に対する専門職員派遣による療育技術の指導 等

4. 財源

都道府県等の一般財源（交付税措置）

◆巡回支援専門員整備

1. 概要

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

2. 実施主体

市町村
(社会福祉法人等への委託可)

3. 事業の具体的内容

- 親に対する助言・相談支援、ペアレントトレーニングの実施
- ペアレントメンターについての情報提供
- M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- 児童発達支援事業所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ 等

4. 財源

地域生活支援事業費補助金の対象（市町村任意事業）

※上記事業は、利用に当たって保護者の申請に基づく支給決定が不要のため、保護者の障害受容が進んでいない場合にも柔軟な支援が可能。

● 障害児等療育支援事業

- ・ 都道府県による事業

● 巡回支援専門員整備

- ・ 市町村による事業

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

**地域支援体制整備
家族支援**

ペアレントトレーニングとペアレントプログラム

- ペアレントトレーニング（ペアトレ）
親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする。トレーナーには専門知識が要求される。
- ペアレントプログラム（ペアプロ）
地域での普及を図るために開発された、より簡易なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。

関係図

ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

支援の内容等

ペアレントメンター

- 条件
- 自分も発達障害者の親
- しかるべき人からの推薦
- 守秘義務への同意等

➔

親

- ペアレントメンターの紹介が必要となる状況の例
- 診断を受けた後に悲しみを感している
- 支援を受けるまでの順番待ちをしている間に不安を感じている

特徴

- 同じ親としての共感性の高さ
- 当事者視点の情報提供

14

● 家族支援

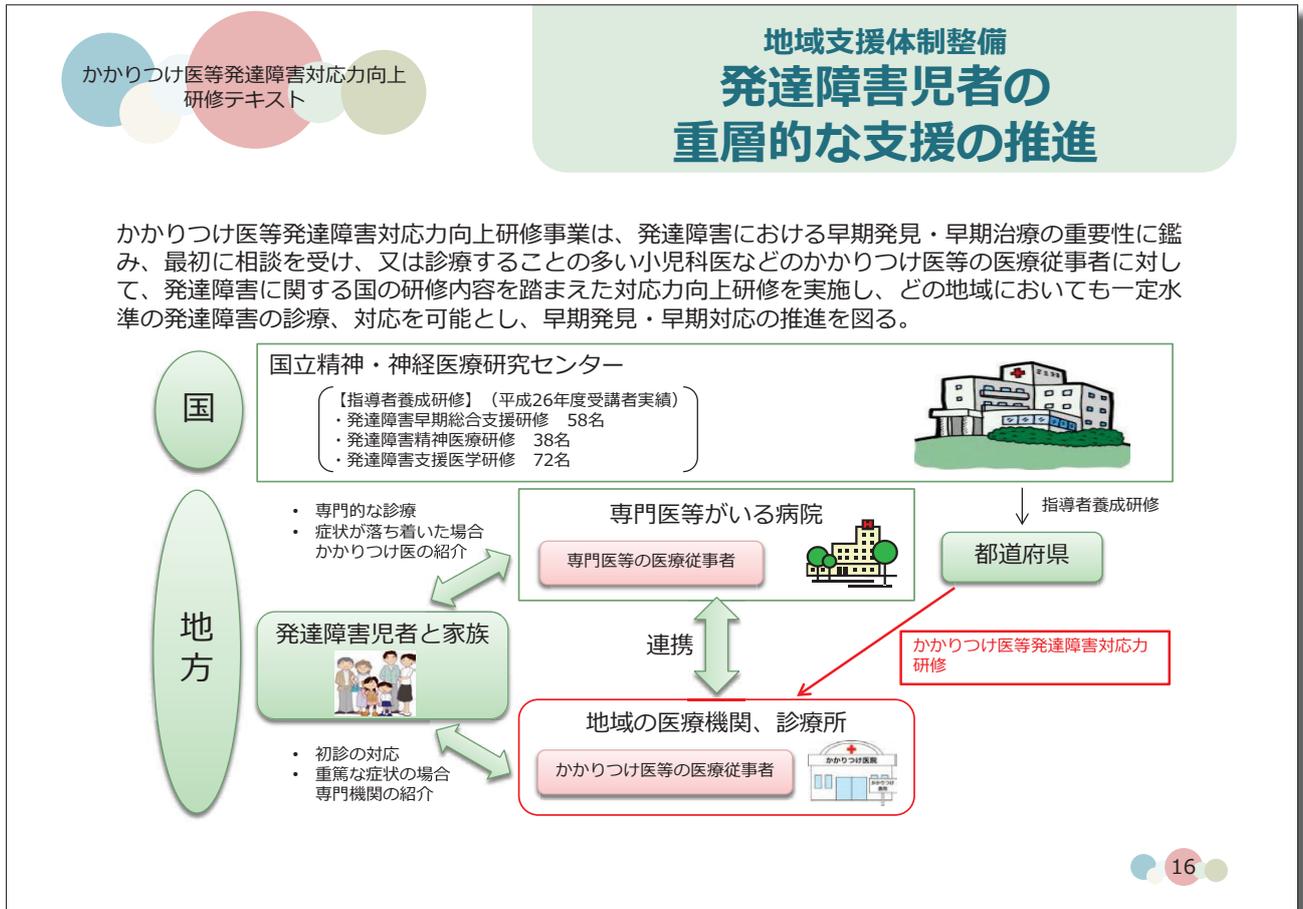
- 家族のメンタルヘルスに対する工夫として、「仲間と繋がる」「子どもの見方や、親が周囲に支援を求める方法等を学ぶ」などの取り組みがある。

● ペアレントプログラム

- 医療機関や相談機関に行く前の子育て支援の場で実施可能な6回コースのプログラム。子どもや親自身の努力している点などを支援者や仲間と共有できる。

● ペアレントメンター

- 発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う。



● 背景

- ・ 専門医療機関への負担集中の緩和
- ・ 障害者差別解消法の施行による合理的配慮の提供の推進

● かかりつけ医に対する期待

- ・ 発達障害への気づき（専門機関の紹介）
- ・ 日常的な発達障害者の診療
- ・ 地域の発達障害者支援に関わる福祉／教育機関等との連携

● 研修の実施

- ・ 国研修を都道府県・指定都市の代表者が受講し、地元での研修実施に
- ・ 受講者の公表を検討

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

地域支援体制整備 発達障害者に対する 雇用支援策

発達障害者を対象とした支援施策

- 1. 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム**
ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センター等に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、きめ細かな個別相談、支援を実施する。
※就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）の配置（安定所）平成27年度：全国47府90名
- 2. 発達障害者の就労支援者育成事業**
発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施する。
※実施箇所数：8箇所（職場実習は 47局）
- 3. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金**
発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者について、ハローワーク等の職業紹介により常用労働者として雇入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。
※平成21年度に発達障害者雇用開発助成金と難治性疾患患者雇用開発助成金を創設。平成 25年度に両助成金を統合
- 4. 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける「発達障害者に対する体系的支援プログラム」の実施**
発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターにおいて「発達障害者に対する体系的就労支援プログラム」を実施し、発達障害者に対する支援の充実に図る。
※（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構交付金事業

発達障害者が利用できる支援施策

- 1. ハローワークにおける職業相談・職業紹介**
個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。
- 2. 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業**
ハローワーク等の職業紹介により、障害者を事業主が試行雇用（トライアル雇用＝原則3か月）の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進める。
- 3. 障害者職場定着支援奨励金**
障害者の雇用を促進し職場定着を図るため、障害者を雇い入れるとともに、その業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対する助成を行う。
- 4. 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業**
[訪問型・企業在籍型職場適応援助促進助成金]
障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが職場において直接的・専門的支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。なお、企業に雇用される障害者に対してジョブコーチによる援助を実施する事業主（訪問型）や自社で雇用する障害者に対してジョブコーチを配置して援助を行わせる事業主（企業在籍型）に対しては助成を行う。
- 5. 障害者就業・生活支援センター事業**
雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施する。
（平成 27年8月現在：327か所）

● 発達障害者向けの制度

- ・ 専門的人材の配置、育成
- ・ 職場の支援ノウハウの蓄積
- ・ 当事者に対する専門的支援の普及

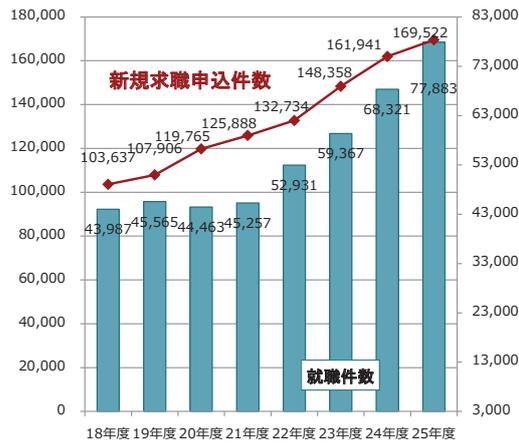
● 発達障害者を含む障害者全体に向けた制度

- ・ 相談
- ・ 職場への支援
など

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

データ等
ハローワークにおける
障害者の職業紹介状況

障害者計



うち発達障害（※）



※障害者手帳を所持していない発達障害者に係る職業紹介状況である。

● 障害者の職業紹介状況

- ・ ハローワークにおける発達障害者の新規求職申込、就職件数が増加している。

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

普及・啓発
障害者差別解消法
ガイドライン事例

- 発達障害のAさんは、就労訓練サービスを利用しています。挨拶、作業の終了時、作業中に必要と思われる会話（「おはようございます」「さようなら」「仕事が終わりました」「袋を持ってきてください」「紐を取ってください」「トイレへ行ってきます」「いらっしゃいませ」「100円です」等）をVOCA（会話補助装置）に録音し、伝えたいメッセージのシンボル（絵・写真・文字）を押してコミュニケーションをとるようにしたことで作業に集中することができ、休みなく事業所へ通う事ができるようになりました。
- 発達障害のBさんは、利用者全体に向けた説明を聞いても、理解できないことがしばしばある方です。そのため、ルールや変更事項等が伝わらないことでトラブルになってしまうことも多々ありました。そこで、Bさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、正面に盛り文字やイラストにして直接伝えるようにしたら、様々な説明が理解できるようになり、トラブルが減るようになりました。
- 発達障害のCさんは、就労継続支援事業を利用していますが、広い作業室の中で職員を見つけることが出来ない方でした。職員に連絡したくても連絡できず、作業の中で解らないことや聞きたいことがあってもそれが聞けず、不安や混乱が高まっていました。そこで、来所時にあらかじめCさんに職員の場所を図で示したり、現地を確認する、ユニフォームの違いを伝えるなど、職員を見つけるための手がかりを知らせておくようにしたら、Cさんは安心して作業に集中できるようになりました。
- 発達障害のDさんは文字の読み書きが苦手であり、様々な手続きの際、書類の記入欄を間違えたり、誤字を書いてしまったりして、何回も書き直さなければなりません。そこで、Dさんの相談を受けている職員は、「記入欄に鉛筆で丸をつけたり付箋を貼って示す」「書類のモデルを作成して示す」「職員が鉛筆で下書きする」などを試したところ、書類作成を失敗する回数が少なくなりました。
- 発達障害のEさんは吃音症で、会話の際に単語の一部を何度も繰り返したり、つかえてすぐに返事ができないことがあります。本来は電話をかけることは苦手なのですが、職場の悩みについてどうしても相談することが必要になったので、社会保険労務士事務所に電話をかけました。その際、相談を受けた社会保険労務士事務所の職員は、Eさんの吃音症に気づきましたが、時間がかかってもし話を急がすことなく、不快を示すこともなく、丁寧に話す内容を聞きました。そして、Eさんは、いろいろな場面で時に言われることのある「性格に問題がある」「それは仕事にならない」という誤解や無理解からくる言葉をかけられなかったことで、安心して相談をすることができました。

● 資料

- 福祉事業者向け・社会保険労務士向けガイドライン（障害者差別解消法の施行に伴い、厚生労働省が作成）から、発達障害関係箇所を抜粋。

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

普及・啓発
世界自閉症啓発デー
発達障害啓発週間

シンポジウム、ライトアップ



実行委員会公式サイト



● 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間

- ・ 4月2日は世界自閉症啓発デー（国連の制定）
- ・ 4月2～8日は発達障害啓発週間

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

データ等 強度行動障害に関する支援

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（福祉型障害児入所施設の場合は「強度行動障害判定基準表」）を用いて判定し、一定の点数以上となる人（24点中10点）に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

強度行動障害にいたる前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援が提供できるようにするため、「行動援護」は平成20年、「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に対象者判定の基準点を引き下げたところであり、その結果支援対象者が拡大している。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者（国民健康保険団体連合会データ）

のべ 32,606人（平成29年3月時点）

（行動援護、共同生活援助、短期入所を重複して利用する場合があるため、のべ人数としている）



重度訪問介護
635人



行動援護
9,907人



短期入所（重度障害者支援加算） 3,806人
施設入所支援（重度障害者支援加算） 16,134人
福祉型障害児入所施設（強度行動障害者特別支援加算） 8人



共同生活援助（重度障害者支援加算）
2,116人

● 強度行動障害とは

- ・ 自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
- ・ 一定の点数となる場合を手厚い支援の対象者としている。

● 支援の対象者

- ・ 施設入所だけでなく、共同生活援助（グループホーム）、行動援護、重度訪問介護（在宅の場合）などさまざまなサービスが利用できる。

データ等 「ひきこもり」について

「ひきこもり」とは

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）

- ・ ひきこもりには、確定診断がなされる前の精神障害が含まれている可能性がある。

<思春期・青年期ひきこもりケースの背景にある精神障害の実態把握>

- ・ 実施方法：H19～H21年度に、全国5か所の精神保健福祉センターにひきこもりの相談に訪れた16歳～35歳の方（本人の来談）184人に精神科的診断を実施（分担研究者：近藤直司の調査による）
- ・ 結果：診断の確定は約8割に当たる149人、情報不足等のための診断保留が35人
 - 第一群（統合失調症、気分障害等の薬物療法が中心となるもの）49人（32.9%）
 - 第二群（広汎性発達障害や精神遅滞等の生活・就労支援が中心となるもの）48人（32.2%）
 - 第三群（パーソナリティ障害や適応障害等の心理療法的アプローチが中心となるもの）51人（34.2%）
 - 分類不能1人（0.7%）



- ・ 背景にある精神障害の診断や治療だけではなく、ひきこもりがもたらす「自立過程の挫折」に対する支援も必要である。

出典：H19～H21年度「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」（厚生労働科学研究 主任研究者 齋藤 万比古）

わが国の「ひきこもり」の推計数

<把握の方法>

全国11地域の住民から無作為に選択した4,134名を対象に、訓練を受けた調査員の戸別訪問による直接面接を実施。（平成14年～平成17年度に、世界精神保健日本調査と合同で実施）

<調査の結果>

- ・ 対象者のうち、20～49歳者の（1,660名）の中で、過去にひきこもりを経験したことのある者：1.14%
- ・ 面接を受けた対象者全員（4,134名）の中で、現在ひきこもり状態にある子どもがいる世帯：0.56%
（全国推計では約26万世帯）

出典：H18年度「こころの健康についての疫学調査に関する研究」（厚生労働科学研究 主任研究者 川上 憲人 研究協力者 小山 明日香）

● 「ひきこもり」とは

- ・ ひきこもりとは、さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいう（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）。（厚生労働科学研究における定義）

● ひきこもりと精神障害（発達障害を含む）

- ・ ひきこもりには、確定診断がなされる前の精神障害（発達障害がその1/3程度）が含まれている可能性がある。

かかりつけ医等発達障害対応力向上
研修テキスト

普及・啓発
災害時の発達障害者支援

配布用三つ折りチラシ（表）

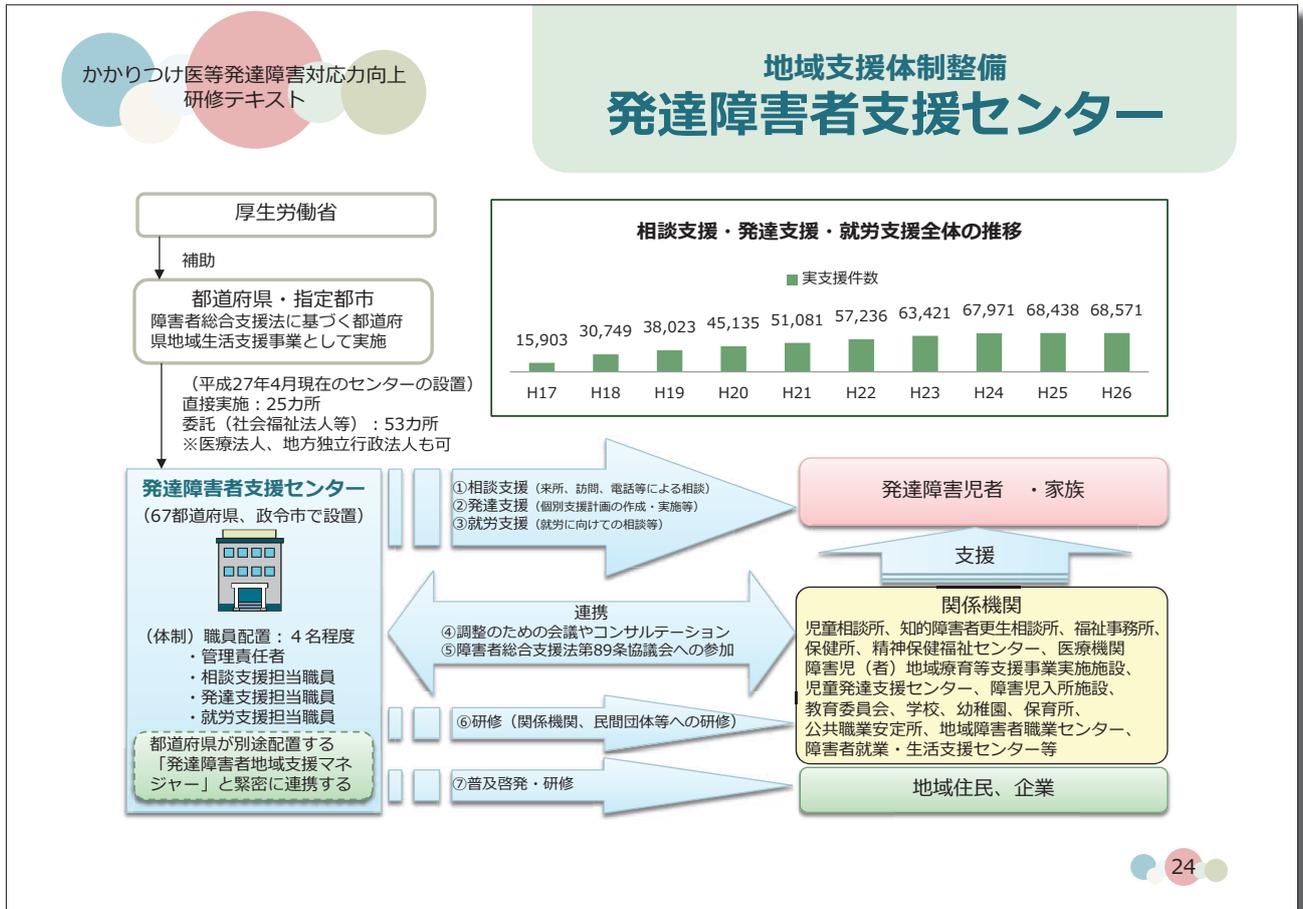
<p>家族の状態を確認しましょう</p> <p>家族へのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ★災害の影響で子どもと家族が離れられなくなる場合や、避難所の中で理解者が得られない場合などに、家族のストレスは高まります。本人の支援を一番長い時間担当する、家族のサポートを迅速に行うことは効果的といえます。 ■駅や買い物地、役所や銀行などの手続處に行けず困っている場合 ■水や食料、毛布などの配給時に、ずっと待たせられていないか確認して子どもがいた場合 <p>家族の代わりに子どもの相手をしたり、発達障害の特性を家族の了解のもとで周囲の人たちに説明していただく、家族はだいへん配かります。</p> <p>対応に協力してくれる人が周囲にいるか確認しましょう</p> <p>協力者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ★発達障害のある人は、ひとりひとりの健康状態や、ストレスの強弱につながる状況などがさまざまで、対応方法が異なってくる場合があります。個別な配慮が必要になる場合は、周囲に本人をよく知っている人がいるか、その人は対応に協力してもらえそうかを確認して必要があります。 	<p>ご家族のかたへ</p> <ul style="list-style-type: none"> ★子どもは、他人に起こったことでも自分のことのように感じる場合があります。さらに発達障害がある場合には、想定以上の恐怖体験になってしまうこともあります。子どもには災害の様子や映像などを見せずに、別のことで時間を過ごすような工夫をすることが必要です。 ★被害を経験した子どもは、災害前には自分ひとりでできていたこともしなくなったり、興奮しすぎてしまうことがあります。発達障害がある場合でも、基本的には子どもの甘えを受け入れてあげるのがよいでしょう。死んだりせず、おだやかな言葉かけをしながら、少しずつ子どもが安心できるようにすることが大切です。 <p>相談窓口</p> <p>発達障害者支援センター</p> <p>『エール』 鳥取県発達障がい者支援センター</p> <p>TEL 0858-22-7208 FAX 0858-22-7209 E-mail: yell@pref.tottori.jp</p> <p>厚生労働省 2016.10.24</p>	<p>災害時の発達障害児・者支援について</p> <p>被災地における、発達障害のある人やご家族の生活には、発達障害を知らない人には理解しにくくさまざまな困難があります。</p> <p>そんなとき、発達障害児・者への対応について少しでも理解して対応できると、本人も周囲のみんなも助かります。</p> <p>発達障害情報・支援センター 鳥取県発達障がい者支援センター</p> <p>http://www.rehab.go.jp/ddis/</p>
--	---	--

デジタル耳栓



● 災害時の発達障害者支援

- ・被災地では、見通しの立ちにくさ（例：いつ学校が再開するのか）、避難所内の刺激過多環境に反応し、行動障害が激しくなる発達障害者が少なくない。
- ・近年の災害時には、本人の特性を知っている人に尋ね必要な配慮を行う、音対策グッズを提供する、といった対応が効果的であった。



● 各都道府県・指定都市に設置

- ・ 自治体直営／民間法人への運営委託、センターの複数設置、地域支援マネジャーとの協力などについて、都道府県・指定都市が決定。

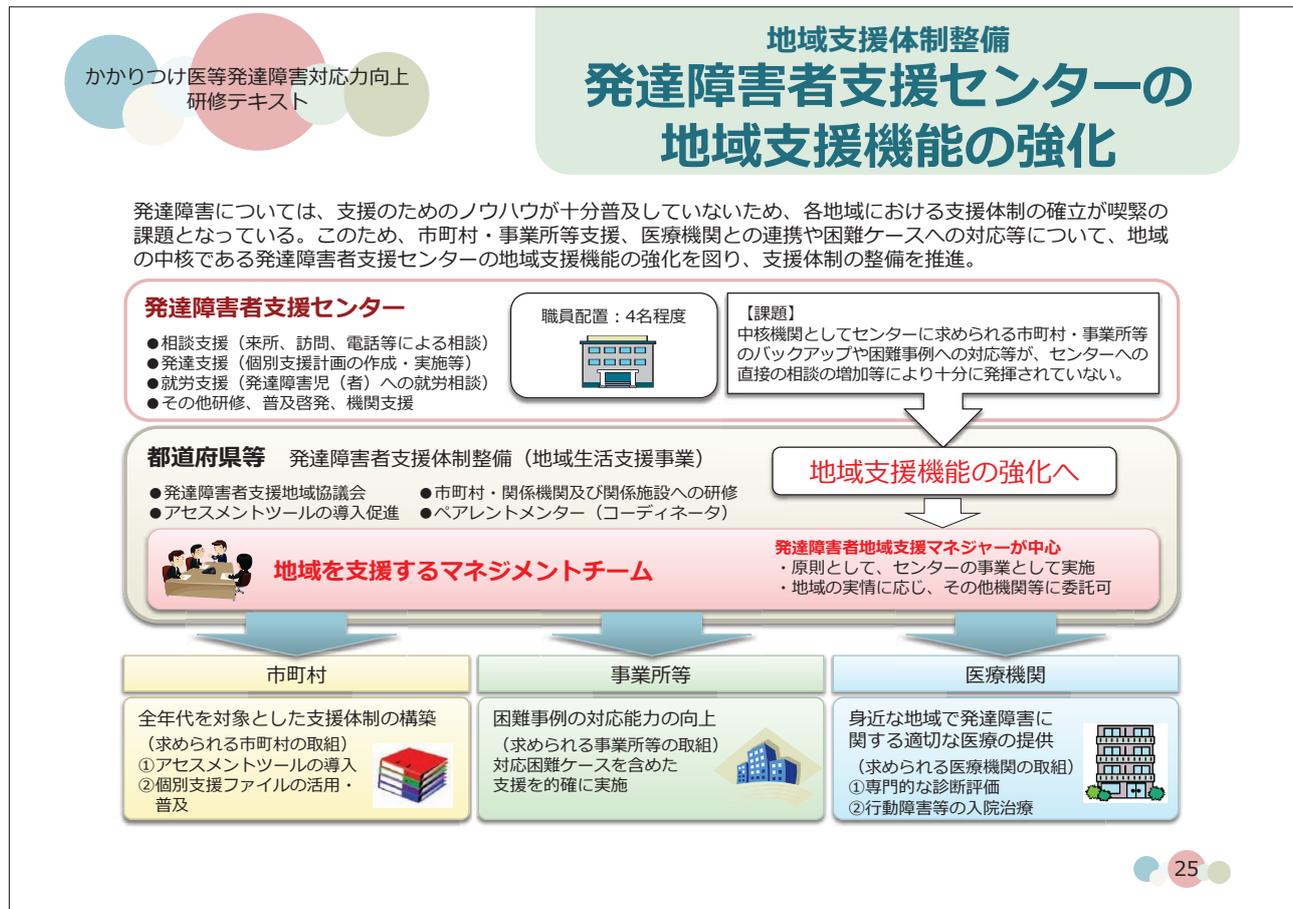
● 業務内容

<直接支援>

- ① 相談支援 (来所、訪問、電話等による相談)
- ② 発達支援 (個別支援計画の作成・実施等)
- ③ 就労支援 (就労に向けての相談等)

<間接支援>

- ④ 関係機関との調整のための会議やコンサルテーション
- ⑤ 障害者総合支援法第89条協議会への参加
- ⑥ 関係機関、民間団体等への研修
- ⑦ 地域住民、企業を対象とする普及啓発・研修



● 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化

- ・ 発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。
- ・ このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進している。

地域支援体制整備 発達障害者支援地域協議会

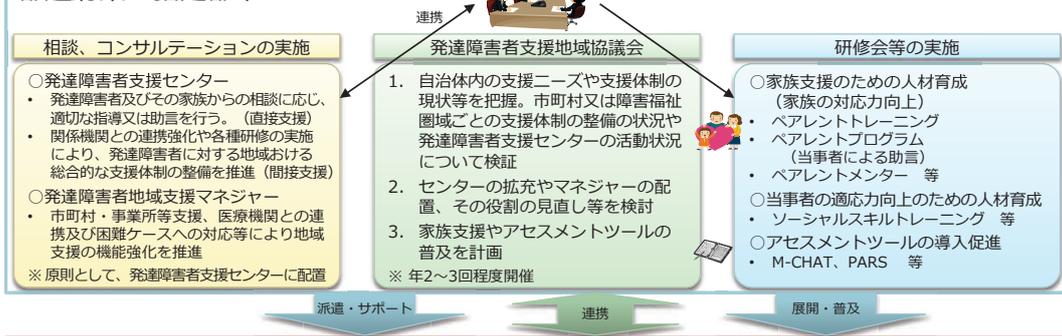
発達障害者支援地域協議会の構成（都道府県、指定都市に設置）（発達障害者支援法19条の2第1項）

都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

発達障害者支援地域協議会の機能（発達障害者支援法19条の2第2項）

前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

都道府県・指定都市



市町村

1. 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
2. 関係部署との連携体制の構築（例：個別支援ファイルの活用・普及）
3. 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進
 - ・人材確保/人材養成
 - ・専門的な機関との連携
 - ・保健センター等でアセスメントツールを活用

● 発達障害者支援地域協議会（都道府県、指定都市が設置）

- ・発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者ならびに医療、保健、福祉、教育、労働等の分野の職員、民間団体などで構成する。
- ・地域の発達障害者支援に関する実態把握や対応策の検討などを行う。